

令和4年第3回定例会

総務企画常任委員会
会議録

期日：令和4年9月1日（木）

場所：大曲庁舎 第1委員会室

大仙市議会総務企画常任委員会会議録

日 時： 令和4年9月1日（木） 午前9時56分～午前11時50分

会 場： 大仙市役所 3階 第1委員会室

出席委員（8人）

委員長	橋 村 誠	副委員長	安 達 成 年
委 員	佐 藤 文 子	委 員	秩 父 博 樹
委 員	小笠原 昌 作	委 員	小 松 栄 治
委 員	高 橋 敏 英	委 員	鎌 田 正

欠席委員（0人）

遅刻委員（0人）

説明のため出席した者

【総務部】

部長	福 原 勝 人		
次長兼総務課長	小 林 孝 至	総務課課長待遇	三 浦 政 輝
総務課主査	伊岡森 洵		
財政課長	鎌 田 篤 史	財政課主幹	加 藤 大 作
総合防災課長	佐 藤 大	防災管理監	成 田 聖
総合防災課参事	藤 田 勇 人	総合防災課副主幹	茂 木 匠
D X推進課長	小 松 大	D X推進課主幹	三 浦 透
D X推進課副主幹	佐々木 貴 広		

【企画部】

部長	伊 藤 公 晃		
次長兼総合政策課長	加 賀 貢 規	総合政策課副主幹	小笠原 潤

地域活動応援課長 山信田 恭 弘 地域活動応援課主幹 高 橋 靖 弘
交流振興課長 山 田 由紀子 交流振興課主査 野 中 慶 祐

議会事務局職員出席者

事務局主査 藤 澤 正 信

審議案件

- 第1 議案第81号 大仙市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の
制定について
 - 第2 議案第87号 字の区域の変更について
 - 第3 議案第90号 令和4年度大仙市一般会計補正予算（第4号）
 - 第4 陳情第9号 地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情
-

午前9時56分 開会

○委員長（橋村誠） 委員各位及び職員の皆さまには、お集まりいただきましてありがとうございます。

早速ですが、ただ今から、総務企画常任委員会を開会いたします。

本日の審査は、お手元の審査日程表のとおり行いますので、よろしく願いいたします。

なお、正確な会議録作成のため、発言の際は挙手の上、マイクのスイッチを入れてからお願いをいたします。

○委員長（橋村誠） 審査に先立ちまして、当局から挨拶をいただきます。福原総務部長。

○総務部長（福原勝人） 議案審議のため委員会を開催していただき、誠にありがとうございます。

本日、ご審議いただきます案件は、条例案、単行案各1件並びに光熱水費や燃料費の補正を含む補正予算案1件の合計3件であります。

内容につきましてはこの後、担当課長から説明させますけれども、補正予算のうち、光熱水費などに係る部分につきましては、財政課長から一括してご説明申し上げますので、あらかじめご了承願います。

各案件につきまして、よろしくご審議の上、ご承認賜りますよう重ねてお願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○委員長（橋村誠） ありがとうございます。

これより、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、説明は座ったままで、簡潔にお願いいたします。

○委員長（橋村誠） はじめに、議案第81号、大仙市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。小林次長。

○次長兼総務課長（小林孝至） はい、総務課の小林です。どうぞよろしくお願いいたします。

説明に入ります前に、本日同席の職員を紹介させていただきます。職員班班長の三浦政輝課長待遇です。次に、文書法制班、伊岡森洵主査でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、議案第81号、大仙市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。

資料は、資料ナンバー1、議案書の7ページをお願いいたします。

本案は、地方公務員の育児休業等に関する法律の改正に伴い、非常勤職員（会計年度任用職員等）の育児休業の取得要件を緩和するなどの改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、タブレット、サイドブックス、総務課資料、議案第81号でご説明させていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

この資料は、非常勤職員の育児休業に係る一部改正の内容の主なものと併せまして、現行制度の内容を記載しております。

表の左側が現行の内容、そして右側が令和4年10月1日からの改正内容となります。

上から順に説明いたします。

取得要件につきましては、①ですが、子が1歳6カ月（2歳になるまで承認される場合については2歳）に達するまでに「任期が満了すること」や、「引き続き任命権者を同じくする職に採用されていないこと」が明らかでないこと、また、②の週の勤務日が3日以上となっていることとし、①、②のいずれにも該当する場合としております。

これに、改正部分の①に、産後8週間以内の育児休業の取得を促進するため、いわゆる産後パパ育休に限り、この出生の日から57日間の末日と、6カ月を経過する日までに任期が満了することや、引き続き、任命権者を同じくする職に採用されないことが明らかでないことの要件を新たに加えるものであります。

次に、育児休業の期間であります。原則1歳までとなります。

ただし、夫婦と共に育児休業を取得する場合は、1歳2カ月までとし、取得条件は通算1年となります。

次に、1歳以上の育児休業についてであります。これは特別な事情として、子供が1歳を超えても保育所に入所できない等があるときは、1歳6カ月、さらに必要な場合は2歳まで期間が延長できるとされております。

この、1歳以降の育児休業の開始時期について、これまで、1歳または1歳6カ月時点に限定されておりました。

このことで、家庭内の事情により、夫婦で途中交代ができない、したい場合であってもできない不具合が生じておりましたが、この改正により、開始時期を限定せず柔軟化することで、夫婦が育児休業を途中交代することなどを可能とするものであります。

ただし、1歳以降の育児休業の取得回数については、原則1回までとなります。

次に、地方公務員育児休業法の一部改正の内容になりますが、これまで産後8週以降、原則1回の取得に加え、57日以内の産後パパ育休の場合は再度取得が可能でありましたが、改正により、産後8週以降、原則2回まで取得でき、また、これに加え、57日間以内に2回まで取得することが可能となり、それぞれの家庭事情に合った育児休業の取得が可能となります。

資料は議案書に戻りまして、大変申し訳ございません、8ページをお願いいたします。

上段から中段の第2条関係につきましては、先ほど説明いたしましたとおり、この出生後の8週間以内に育児休業を取得する場合の、いわゆる産後パパ育休の取得要件を加えるものであります。

次に、下段の第2条の3から、次の9ページ及び10ページの第2条の4関係につきましては、1歳以降の育児休業の取得について、開始時期を柔軟化することにより、夫婦交代での取得等について可能とするものであります。

第2条の5、第3条の2及び第10条関係につきましては、法改正に伴う所要の条文整理であります。

施行期日につきましては、令和4年10月1日からとなります。

以上、説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○委員長（橋村誠） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑はありますか。佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 前回、この問題で質問した記憶があるんですけども、参考資料の取得要件のところをいろいろこう書いてるところで、会計年度職員、1年単位での更新というふうなのが実情だと思いますけれども、ここに書いてある、その引き続き、任命権者を同じくする職に採用されないこと、任期が満了することが明らかでないことって、このを具体的に、ちょっと…もしかすると採用されない場合があるというふうなことも含んでいる意味なのか、どうかちょっと具体的に教えてください。

○委員長（橋村誠） 次長。

○次長兼総務課長（小林孝至） はい、お答え申し上げます。

任期につきましては通常、来年度の話ってというのは、おそらく当初予算等の編成等のあたりで話があるかとは思いますが、明らかに切れましてということが分からない限りであれば、この取得についてはできるということであります。

○委員長（橋村誠） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） もう一つは…、いろいろこの、交代で育休が取ることができるというふうなことも含めまして、このパパ育休というふうなことを取れる、そういう、実際に市の職員、会計年度職員、今まで何人かいる、どれぐらいいるのかどうか教えてください。

○委員長（橋村誠） はい、次長。

○次長兼総務課長（小林孝至） ただいまの質問にお答えいたします。

会計年度任用職員のパパ育休につきましては、今年度ですね…、今年度1人おります。はい。以上です。

（「はい、分かりました。」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。なければ質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） 討論なしと認めます。これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（橋村誠） 次に、議案第87号、字の区域の変更についてを議題といたします。当局の説明を求めます。小林次長。

○次長兼総務課長（小林孝至） それでは、議案第87号、字の区域の変更につきまして、ご説明申し上げます。

資料は資料ナンバー1、議案書の27ページから29ページをお願いいたします。

本案につきましては、協和川口地区農地集積加速化基盤整備事業の施行に伴いまして、従来の地形が変更され、整理後の区画に合わせて同地区の字の区域を変更する必要が生じております。

このことについて、秋田県知事から字界変更の依頼がありましたので、区画整理後のほ場の道水路の形状に合わせて、同地区内の字界の変更をすることにつきまして、地方自治法第260条第1項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上であります。

○委員長（橋村誠） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○委員長（橋村誠） 次に、議案第90号、令和4年度大仙市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに、鎌田財政課長。

○財政課長（鎌田篤史） 議案第90号、令和4年度一般会計補正予算（第4号）のうち、原油価格高騰に伴う公共施設の電気料及び燃料費の補正予算につきまして、総務部所管施設分を一括して説明いたします。

資料ナンバー2-1、事業説明書の5ページをご覧ください。

新型コロナウイルス感染症拡大により停滞しておりました経済活動の再開を受け、世界的に原油需要が増大していることや、ウクライナ情勢の悪化あるいは円安の進展などの影響により、原油価格の高騰に伴い、昨年度から電気料及び燃料費が著しく上昇しております。

これによりまして、公共施設の維持管理経費が大幅にかかり増しする見込みであります。

電気料金は、資料赤枠の囲みのおり、①基本料金、それから②の電気料金、——従量料ですね、それから③の燃料費調整額、④の再生可能エネルギー賦課金、この四つの合計額が請求額イコール支払額となります。

近年、再生可能エネルギーの発電量も全国的に増えつつありますが、国内の総発電電力量の7割以上が、今だ火力発電に依存されている状況です。

火力発電は、石油・石炭・液化天然ガスなどの化石燃料を燃やした熱から出る蒸気で発電機を回して電力が作られますが、この燃料の価格上昇を反映したものが③の燃料費調整額であります。

これに加えて、太陽光や風力、地熱発電などの再生可能エネルギーで発電された電気の買い取り費用を負担する、④の再生可能エネルギー賦課金。

この③、④の負担単価上昇を受け、上昇単価に今後の電気使用見込み量を乗じ、今後かかり増しする見込み額を算出した上で補正予算を計上しております。

なお、東北電力では今年11月以降、高圧以上の電力に限りますが、現行では据え置かれている赤枠の①の基本料金、それから②の電気量料金の単価の上乗せが既に決定しております。

これによりまして、現契約期間満了後には、さらに電気料が20パーセント以上、上昇することになります。

また、一般家庭等がほとんど加入しております低圧電力につきましても、この燃料費調整額の上限撤廃が11月から行われるということになりますので、12月請求分から一般家庭でも電気料がかなり値上がりするということになると思います。

この資料の中段の黄色で色付けしております9.0円という単価、これが令和3年度から4年度に単価上昇した部分という見込みということで9.9円単価に使用料を掛けて、補正予算額を算出したところではありますが、2日前に10月以降、10月の単価が東北電力から示されましたが、ここは既に9.7円になっているということで、まだまだ大幅に上昇する見込みがあります。

おそらく、このままいきますと、今回補正計上した額も年度末には足りなくなる見込みがあるとは思いますが、まずは冷暖房機、こういったものの使用を控えるとか、強制的に電気を消す時間を増やすとかといった取り組みをした上で、補正予算額を適切に計上させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

6ページから8ページにつきましては、今回、電気料の補正が必要な施設、事業名の一覧であります。

項番1番から10番の各庁舎、それから11番のアーカイブズ、それから10ページ、49番になりますけれども、旧西仙北西中学校が総務部、各課の所管施設で、黄色で着色している部分が今回の補正額となります。後ほど、詳細をご覧いただきたいと思っております。

次に9ページをお願いいたします。

9ページの燃料費の補正につきましては、令和4年度当初予算編成時の単価と、今年度の4月から7月までの4カ月間に上昇した平均単価の差額に、今後の燃料使用見込み量を乗じ、今後かかり増しする見込み額を算出した上で、補正額を計上しております。

10ページにつきましては、今回燃料の補正が必要な施設、事業名の一覧であり、項番1から7が、総務部各課の所管施設で、黄色着色部分が今回の補正額になります。

なお、電気料及び燃料費の不足見込み額がそれぞれ10万円未満の施設につきましては、補正予算に計上せず、既存予算の流用や予備費充用を行う方針でありますので、何とぞご理解をお願いいたします。

最後、11ページ、12ページにつきましては、指定管理施設の電気料及び燃料費の補正資料になりますが、総務部所管の施設はありませんので、説明を省略させていただきます。後ほど資料をご確認ください。

以上、総務部所管施設の電気料及び燃料費の補正内容につきまして説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。以上でございます。

○委員長（橋村誠） 次に、佐藤総合防災課長。

○総合防災課長（佐藤大） 総合防災課の佐藤でございます。よろしくお願いいたします。

説明に入ります前に同席しております職員をご紹介します。防災管理監の成田です。総合防災班長の藤田参事です。茂木副主幹です。

それでは、議案第90号、令和4年度大仙市一般会計補正予算（第4号）のうち、総合防災課所管分についてご説明申し上げます。

資料はナンバー2-1、主な事業の説明書の14ページをご覧ください。

9款1項5目70事業、空き家等対策費につきましては、昨年の7月より解体補助金の対象や金額を大幅に拡充しておりますが、それに伴いまして、多くの方より反響があり、昨年度も補正予算をお願いしたところでございます。

今年度も当初予算の3千万につきましては、既に48件の解体申請があり、全額が支出する見込みとなっております。

この他、年内に解体したいとの要望が既に24件寄せられており、空き家の解体につきましては、2年連続となった大雪の影響もあり、解体希望者が増えているところでございます。

今次定例会で、解体補助金分の3千万円の補正をお願いするものでございます。

補正後の内訳といたしましては、要解体空き家が3棟で450万円、危険迷惑空き家が12棟で1,200万円、老朽空き家が40棟で2,000万円。

老朽空き家のうち、相続から3年以内のものが15棟で1,500万円。自治会等での公共利用が3棟で540万円。個人・業者での利活用が7棟で310万円を想定しており、補正前の3,000万円から、新たに3,000万円を増額し、合計6,000万円の予算で、解体件数といたしましては、80件を見込んでおります。

また、解体以外の空き家対策についても、昨年度より全庁横断的に実施しております、庁内検討会及び担当職員によるワーキンググループにおいて、有効な事業について協議

を重ねてまいりました。

その中で、今年度は空き家バンクの制度の拡充や、空き家管理サービス事業のふるさと納税との連携、その他、市の空き家対策を紹介します「空き家総合パンフレット」の作成を予定しており、市の事業に賛同いただけるスポンサーの募集を行っております。

完成後には、空き家所有者だけではなく、民生委員や福祉施設、ケアマネージャー等と連携を図り、高齢者世帯や施設入所者にも幅広く、空き家問題を周知いたしまして、空き家となる前の段階からの啓蒙^{けいもう}に積極的に取り組んでまいります。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（橋村誠） 次に、小松DX推進課長。

○DX推進課長（小松大） DX推進課、小松でございます。

説明に入ります前に、同席の職員を紹介させていただきます。推進班班長、三浦透主幹でございます。管理班班長、佐々木貴広副主幹でございます。

それでは、議案第90号、令和4年度大仙市一般会計補正予算（第4号）のうち、当課所管分につきまして、ご説明を申し上げます。

事業説明書の13ページをご覧ください。

2款1項13目15事業、社会保障税番号制度システム整備費につきまして、676万1千円を補正し、計1,356万6千円とするものであります。

本事業は、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度について、国のスケジュールに合わせた各種関係システムの改修を行い、順次運用を開始するサービス提供に向けた環境を整備するものであります。

今回の補正事業の経緯といたしまして、令和2年12月、総務省の自治体DX推進計画におきまして、令和5年3月末までに、今年度末までに原則、全自治体でマイナンバーカードを用いた申請について、マイナポータルからのオンライン手続きを可能にすること、とされたことによるものであります。

「4. Act」をご覧ください。

事業の概要といたしまして、それら各種申請のうち「転出届・転入予約」については、開始時期は令和5年2月とされたことから、システムの改修・導入及び運用化における調整期間を考慮し、今議会において補正計上いたしました。

この手続きを実行するためには、マイナポータルの「ぴったりサービス」からの申請データを通すための、①のネットワーク部分の構築・改修と、その申請データを格納するための、③申請管理システムの導入が必要となります。

内訳といたしまして、①の部分の改修業務委託費として133万1千円、③の部分の導入業務委託費として543万円、計676万1千円となり、財源は全て一般財源としておりますが、2分の1が国のデジタル基盤改革支援補助金、残りは普通交付税措置の対象となる見込みとなっております。

以上、DX推進課所管の補正予算についての説明を終わりますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（橋村誠） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑はありますか。はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） 空き家対策の方でちょっと教えてください。内訳の⑤、自治体と「(跡地の公共利用)」って、実際やられた内容、ちょっとどういうケースだったのか、もしちょっと分かる範囲で教えていただければと思います。お願いします。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 秩父委員のご質問にお答え申し上げます。

この自治体が行う空き家の解体事業というのは、実際に自治会内にある危険な空き家、これについて所有者がですね、存在しないであるとか、あるいは資力がなくて、解体ができない、あるいは危険であることの対策ができないような放置空き家について自治会がですね、代わりに解体を実施するというようなものでございます。

これに対して、補助率9割という補助率を当てまして、上限180万の補助を実施すると。当然補助割合も高いので、解体していただいた後は、10年間はその地域の公共の用に利用していただくということで、会館の駐車場であったり、雪捨て場であったり、あるいは各種イベントをする際に利用していただくようなことで10年間を対応していただくような、で、土地の所有者につきましても、そういったことの同意をいただくと。で、180万、9割の補助であっても、さすがに20万を自治会で負担するのは厳しいというようなご意見もありましたので、仮にですね、200万の解体でありますと、200万円の自治会の持ち分をですね、自治会の方々がですね、その分の要は解体に関する費用20万円分の労力であったり、あとは資機材を提供するといったようなことも、そ

の解体の事業の一部に見直すということですね、場合によってはですね、自治会が現実負担をしなくても済むような形で、解体を実施できるような制度にしております。

ですので、今、実際にはですね、昨年度、協和地域で1件、これ実施していただきました。で、具体的な内容でいいますと、仮に200万の解体でありますと、20万円分の負担を強いられるところを家財ですね、家屋内にある家財、これの搬出、あるいはその仕分け、あるいは廃棄に係る費用がですね、解体業者の見積もりで30万から40万ございました。

このうちの仕分け作業というのを自治会の方々が実際に15人ぐらい集まっていたいて、作業していただいたと。で、この分に関しまして、実施した解体事業者から、その分が値引きされるといいますか、実際に事業で解体事業者が実際に行っておりませんので、その分安くなったというところで、この解体補助金の中で、180万円の中で全てが収まったというような形で実施していただいております。以上です。

○委員長（橋村誠） はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） そうすればちょっと確認の意味で、実際の、そうすれば解体するのは、この9割の部分に関しては、自治会の方たちじゃなくて解体業者でやると。で、その解体業者の中の見積もりの、今のお話だと、例えばその中の家財とかですか、その搬出に係る部分をその自治会の皆さんにやっていただいて、その部分を値引きすると。そうすればその部分に関しては、解体業者とその自治会とのやりとりっていうか交渉で、そうすれば、市としてはあれか、解体業者の方に支払うっていう、ちょっとその辺。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 秩父委員のご質問にお答えします。

実際にお支払金額はあくまで補助金ですので、自治会の方に補助金は交付します。

で、自治会の方から業者の方に支払いがなされるという流れになっております。

○委員長（橋村誠） はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） うん、分かりました。イメージできました。

実際、この今回のケースっていうのは、そうすれば何か駐車場とかに使われているっていうケースになるんですかね、今回のケースに関しては。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） そうですね、実際、ちょっと淀川の方の案件だったんですけども、バス路線であったりと、それなりに交通がある場所で、近くに郵便局があったり

とかっていうところでもございました。自治会の今後の意向としては駐車場、あとはですね、花壇を作ったりとかですね、あとやっぱり、冬季間には雪捨て場がないということで、冬季には雪捨て場に使用したいというようなご要望でもございました。

○委員長（橋村誠） はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） 分かりました。ありがとうございます。あと、ちょっと加えてもう一つ。例えば今のは、建物は古くて、きちっとしているものだと思いますけど、例えば、若干火事になった物件、半焼とかで、地域にそれ、そのまま残ってて、ただ持ち主がなかなかその解体できないと、例えばその地域の方たちが解体したいってなった時に、それって対象になるもんですか。ならないもんですか。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 今の案件っていうのは、空き家が火事になったという場合ではないですよ。住んでた家が火事になってっていうことですよ。本来であれば、そういったケースっていうのは、火災保険等に入られていると思いますので、そういった中で処理していただくっていうのが本来の姿だと思います。で、今実際にはですね、我々の中では、そういった火事物件の解体を町内会でやるということについては、この案件には入れておりません。

○委員長（橋村誠） いいですか。はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） もう一つだけ。今のがもし住んでないところで、空き家でってなった場合も、同じような解釈でいいんですかね。

○総合防災課長（佐藤大） 空き家になっていて、我々がもう助言・指導しているような建物が火災に遭われたというケースであれば、もしかするとこれを使ってということはあると思います。

○委員長（橋村誠） いいですか。

○委員（秩父博樹） 今まではまずそういうケースじゃないってことですね。はい、分かりました。

○委員長（橋村誠） 他に質疑はありませんか。はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 空き家について、ちょっとお尋ねします。相当数の棟数なってるわけだけども、これ地域的にはどういった割り振りなってるもんですか。地域性もなくてももちろん、大仙市全体の数字だと思うけれども、地域的にいうとどごら辺が一番多いもんですか、今回の分について。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 鎌田委員のご質問にお答え申し上げます。

地域別の内訳でいきますと、一番多いのはやはり大曲ということで、大曲が35件、神岡が6件、西仙北が5件、中仙地域が5件、協和地域が9件、南外地域が3件、仙北地域が3件、太田地域が6件で、合計で72件となっております。

○委員（鎌田正） それでまあこの戸数、あるいは当然優先順位付けながらの今回の解体になったと思うけれども、この査定するに、当然課長あるいは担当者は行ってると思うけれども、私ずっと前から防災監何してるんだと強く言ってきたけど、これに防災監は出席してるもんだすか。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 防災監は直接、空き家についてっていうことについての事業について、その査定をしたり何だりっていうことは、行っておりません。

○委員（鎌田正） 行っておりません。だから毎回お話しているども、防災監の仕事って何だすか。本当よ、これ冗談別にして、本人、今日来てくれで、しばらくぶりに来てくれで、大変私は楽しくってらったども、今年の3月がら、防災監も何とが出席して、委員会に出席してほしいって要請してただども、ながなが来ないで、やっと今日来たわけだけれども、ちょっとこの今の件と、それがらちょっと的外れだけれども、今回皆さん分がるとおり、8月の12、13日、大雨降って、大仙市全体の災害ではない、我々の地域が相当の被害を受けたわけだ。何にも足運んでねっすべ。どういごどだって。お盆の13日、支所の職員だち先頭なって、副市長も現場見に来てけだっすよ。それに防災監何にも来ないってどういごどだって、へば防災監何やってるのだって。今日いだがらあえて言わせでもらうけれども、何仕事してらのだすか、防災監は。俺はこれが現場見に行って、これは優先ですね、こっちがひどいからこっちやるとがって、そういった順位まで付けてやってくれるのが防災監なのが、ただ地震あったどが、大水あった時だけの防災監ではないと思うんだすよ。それがら防災組織作るための講演、講習したって、我々も1回、大沢郷地区に来ましたよ。大変失礼な言い方だがもしれねども、郡山さんの二番煎じだった。本当、言い方悪いんだけれども。そんだったらもう少しよ、防災監、今こういうごどだって現場に出て、ちゃんとやってもらわねねっすべった。あなた私の控室さ来て何と言った、課長。「これがら歩く」って言ったでしょう。で、何にもやってねねが。先月の12、13、どごの現場行ったすか。これも含めで、まずそれ二つ。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 鎌田委員のご質問にお答え申し上げます。

まずは防災管理監の業務ですけれども、防災課の中では、やはり計画を中心に、例えば、地域防災計画、あるいは国民保護の計画であったり、あとは国土強靱化計画、あらゆる計画の策定や改定について、そういったことを主にやっていただいております。

あと、自主防災組織の活動に関することということで、そういったことの自主防災組織の活動の活性化について、主にそういった活動の内容や、そこでする防災講話というのを担当していただいております。で、今回のお盆の大雨災害につきましてはですね、我々、基本的にはですね、災害が起きた場合は防災課の職員というのは、本部業務というのがメインになります。で、13日のお盆につきましても、本部で情報収集しまして、あとは气象台や国や県といったところと連携して、情報共有するといったことをやっておりました。

我々はちょっと11日ですね、8月11日から警報が発令されてですね、その時からですね、防災課の職員、24時間体制で泊まり込みということで交代制を敷いておりました。今回、警報がですね、出されたり、普通に解除なったりということが繰り返し行われたもので、お盆の休みということもありまして、ちょっとうちの方で病休で休んでる職員等ございましたので、そういった絡みで、本部体制もギリギリという中でやらせていただきました。

そういったことで、我々、基本的には防災課の職員が本部機能をするというようなことに全て費やされてしまって、実際にですね、13日に大雨・土砂災害警戒情報というのが出されまして、この段階で、室から対策部に格上げをして、職員の増員を図りました。これによってですね、避難所の開設ということをさせていただいて、その中で、高齢者の避難等を出させていただいております。で、この職員を増員ということに伴いまして、災害が、いったん雨が上がった時点で、パトロールということを実施させていただいております。本来であれば、管理監が出動するということがあればよかったのですが、この時もですね、本部対応職員という形で出動はさせておりません。ただ、代わりにですね、手伝いに来ていただいているその他の職員、あとは広報広聴課の職員2名に、南外と西仙北の方のパトロールをしていただきました。

ただ、鎌田委員がおっしゃっていることはもう重々承知しております。で、前回ですね、ご指導いただいた際にもですね、管理監につきましてはですね、直接本人にですね、

できるだけ現地へ出向いて住民の方と接するような機会、あるいはですね、そういった災害現場に出向いてですね、住民の声を聞いたり、必要であれば議員の皆さまの意見交換をしてですね、その危険箇所等、調査するっていうようなこともやっていただきたいというようなお願いはしておりますので、何とかそこをご了解いただきたいと思います。

○委員長（橋村誠） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 何にも理解できねども、実際に、今この空き家で別の質疑なっちゃって申し訳ないけれども、もしあれば休憩してもらってもいいんだども、13日のお昼に今野副市長も来て、長靴履いて来てるんですよ、現場に。したらその後でもいいんでねすか、14日が日曜日なば、15日でも16日でも、お盆休みだがもしれねけども、パトロールしたらいいすべ、あなた言ってるようにパトロールしたっすか。それがら避難所、防災計画、それな毎日、毎度毎度365日、毎日防災計画してらのだすか。でっさりやってねんだすべ。実際に我々地域だって「避難所、ごだめだすよ」ったって、1回も変わってね。大沢郷地区で大水なったづぎ、そごさ行がれねよって言ったって何にも変わってね、ハザードマップ見でも。それは計画してらすか。一例を挙げれば。そういったよ、俺だどご、だますいんた話はだめだって。防災監も防災監だよ。自分の足で長靴履いて現場回ったらいいすべ。15日、16日、17日、何してらすか、悪いけど。市役所の支所の職員は、支所長先頭なって担当課長みんな回ってらすよ。特に西仙・協和の一部、南外の一部だけだすべ。大仙市全部なば難しいってごどある、分がるすよ。一部の地域さ、なして来られね。本当、今野副市長が来て、今こんた高齢者の世帯さ、「いや、ばっちゃん大変だな」ったげ、涙流して喜んでらよ。いがったって。そんたごどは防災監は必要ないのだすか。そんたごど。もう少しよ、現場さ合った行動してもらいでな、防災監、何ただすか。

○委員長（橋村誠） はい、防災監。

○防災管理監（成田聖） 防災監、成田です。鎌田委員のご質問についてお答えします。平素の業務につきましては、先ほど、課長の佐藤から説明あったとおり、計画の作成ですとかそれから各種訓練、それから、防災講話等を通じて、市の防災力、それから地域の防災能力の増強について寄与していくものであります。それから先程おっしゃいました、8月中旬の災害につきましては、自分の任務は第一元的に室が立ち上がった時は課長の補佐ということで、公共機関、それから自主防災、それから地域の方からいろんな錯綜した状況が入ってまいります。で、それを総合的に判断して、市の対策部、対策室

としてどの様な対応策がいいのか、これを補佐するのが、自分的には義務だと。あとは、災害対応の自分の任務といたしましては、市の対策室並びに広報において、課長もしくは市長を補佐する、そういう任務が第一元です。あともう一つは、関係する機関、警察、自衛隊、消防並びにマスコミ対応、これを主としています。たしかに、委員がおっしゃるとおり、災害、大雨が引いた後、現場を見るのが筋ではないのかとおっしゃる意見はまったくもってその通りだと思います。その、錯綜した災害まただ中に、課長それから自分、あるいは班長が抜けて、市長の状況判断がおろそかになるのはいかがなものかなと感じております、これは私見ですけれども。これから、鎌田委員おっしゃるとおり努めてといたしますか、そういう災害が発生して、本当に住民の方々が不安に思っているような場面においては、やはり私どもが現場に行って状況確認、それから激励するっていたしますか、そういうのが対応だと思います。今後の行動につきましては、先ほど鎌田委員がおっしゃったとおり、努めて現場進出、それから、地域の住民の方と接していろんな意見を吸い上げて、それを住民の人身の安定と、業務のですね、防災業務の糧といたしますか、主としていきたいと考えています。以上です。

○委員長（橋村誠） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） あの、防災監。あなたにあえて申し上げますけれど、雨降ってら最中に、災害起ぎだ途中でパトロールすれどが、あなた今言ったように、対策本部で対策した、それは当然でしょ。終わってがら1回でも現場見だすか。そういったごどやってねがら私言ってらのよ。

○委員長（橋村誠） はい、防災監。

○防災管理監（成田聖） はい、現場を見てからですね、今回については、今まではなかなか現場に見に行きませんでした。これは私の不徳の致すところです。おっしゃるとおり今後は、災害が発生した後でも、ちゃんと自分の目でですね、現場を確認したいと思います。以上です。

○委員長（橋村誠） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 大変失礼な言い方だけでも、前の防災監と比較するってごどはさらさら思っていないけれども、我々の認識としては防災のための計画、防災計画、それな当然必要だすよ、そのためにあなたいるのも、私理解してるすよ。計画はさねったって、実際に災害は起きるんですからこれはしょうがない。自然災害だから、それも理解します。災害中に回って歩げとまでは、私は一切一言も言ってね。時間、お盆の13日ま

で、お昼に、あの崩れた所、今野副市長なんて長靴履いで現場まで来てらすよ。だから13日に来いっては言わね、14日は日曜日だからそれも無理だって私は理解する、15日でも16日でも17日でも、出で来たらいいでしょって言ってらの、私は。ちょっと、私の言ってるごどよ、パワハラみで聞こえるがもしねども、現場の声として、強く求める。以上。

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。はい、小笠原委員。

○委員（小笠原昌作） あの、電気料金、それから燃料、これらについて節約ということで、先ほど触れてましたけども、これ市民に対して、やっぱりこれだけ厳しい、私自身も非常に電気だどがそういうの、つけっ放しになんてしてるわけだけども、そういうものを市民に対して、こういう厳しい状況であるし、年がら年中同じなんだけども、そういうものを訴えている何かがありますか。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○財政課長（鎌田篤史） そうですね、先ほどもちょっと説明申し上げましたけれども、おそらく、今年の春よりは来年の春が1.5倍以上、電気料は上がるだろうという、一般家庭でも、ということがありますので。で、一義的には、そのご家庭で自分の支出もあるので、節約してもらってということは、一義的にはその過程で考えることでしょうけれども、全体的なことを考えると、その日本の使用電気の部分について、節減していきましようというのは、今後ちょっと周知の仕方を考えていきたいなとも思いますし、我々行政も自分の家庭と同じように、この施設の電気料がですね、あまりにも爆上がりしてる状況ですので、自分の家だと思って、少し節電するように全庁の中でも呼び掛けていきたいなと思います。以上です。

○委員長（橋村誠） はい、小笠原委員。

○委員（小笠原昌作） どうもありがとうございました。

次に、もう1回、空き家の方に質問させていただきます。実は、何年も前からそのうちの家族、それから関東の方に子供やそういう人が行っている人方の中で、もう全然何年も前から住んでない空き家が、私3軒ばかり相談受けでるんですけども、道路の側、非常に危険です。そして何ちゅうがな、台風、まあ今んとこ大きな台風はないけども、しょっちゅうあの屋根のトタンがバダバダバダバダしてるんですよ。そういう家があります。支所の方にも、これ何とかできないものがないということ言っていますけれども、

なかなか進んでいないんですけども、防災課としてよ、こういうあちこちあると思うっす、全体的に大仙市。もう、申請しなくてもだよ。んだがら、そういう空き家はどうかうふうな対応をしているもんだすか。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 小笠原委員のご質問にお答え申し上げます。

市内にある空き家で、そういった危険な空き家、あるいは近隣に被害が及ぶようなケースにつきましては、基本的には近隣の方、あるいは支所等の職員から連絡をいただければ、我々が実際現場を見まして、その方々に助言・指導の通知を出します。実際、写真も送付しまして、実際このような状況になってますので、そういった危険回避の対応をお願いします、というような通知を出します。で、当然返事が来なければ、電話もいたしますし、そういったことの対応をしていただくと。で、何としても対応ができないというようなケースにつきましては、中には、我々が対応して、蜂の巣を駆除したりですとか、飛びそうな屋根にロープを掛けてということはやったりはしますけども、基本的には所有者がやっていただくというのが原則になっておりますので、できるだけ所有者に連絡をつなげて、問題を解決するような対応を取らせていただいております。

○委員長（橋村誠） はい、小笠原委員。

○委員（小笠原昌作） その所有者がいながら困ってるんですよ。所有者が地元にないない、誰もいない、まあ身内どが居るがも分がらんないけれども、それで困って、何年もおそらくああいうふうにはほったらかしになってると思うんですけども、こういう対策っていうものもやっぱり法的にもいろいろあるんでしょうけども、考えていがなくちゃいけないんじゃないかなと思います。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 地元におらない方っていうのもたくさんおります。そういった方につきましては、地元でやっていただけのご親戚であったりとか、そういった方に連絡をつけれるような、そういったことも含めて電話での対応、あるいは空き家管理サービスというのもございますので、そういったことの紹介。市内の対応できる業者をご紹介したりして、そういった対応に努めております。

（「はい、分かりました。」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 空き家対策の補助金ですけれども、補助金交付が決定してから解体までの期間は何日までに解体しなければいけないとか、あるいは、いわゆる解体後の補助金交付というふうなものなのか、その点について、ひとつ教えていただきたいということと、もう一つは今後の方向性で、空き家となる前の段階からの対策って、こう書いておりますけれども、具体的にですね、民生委員さんや福祉施設との連携を図りながらというふうなことで、空き家となる前の段階からの対策の強化というのは具体的にどのようなことを考えてるんでしょうか？

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○総合防災課長（佐藤大） 佐藤文子委員のご質問にお答え申し上げます。

まずは、空き家の解体時期ですけれども、解体の交付決定が行われて、基本的に年度内の補助金ですので、年度内に解体していただければよろしいんですけども、なるべく時期を確認しまして、今、補助金の申請要望が多いので、やっぱり早めに解体したい危険空き家であるのを優先しておりますので、できる限り早く、補助金交付決定後に解体していただけるようお願いはしております。

補助金の交付につきましては、解体が終わりまして、それがきちんと更地になったということが確認できた後に交付をさせていただいております。

（雑談あり）

○総合防災課長（佐藤大） あとはですね、空き家になる前から取り組みということですね。やはり今、高齢者の方とかで施設に入所したりっていうことで、将来的にはその家に戻らないということが可能性が出てくると。そういったことの場合に、空き家となる可能性がある中で、その活用を事前に見込んでいただきたいというようなことを今考えております。で、そういったことで民生委員であったり、介護施設の職員に対してですね、ちょっと今パンフレットを作成中でございますけれども、こういったパンフレットでご案内を差し上げて、このパンフレットを見れば、どういったことをすればいいかっていうのが分かるようになっております。

例えばですね、まだ利活用ができるような空き家であれば、空き家バンク制度といったものに登録をします。で、借りたいと買いたい人、そういったものを募りまして、マッチングしていくといったことをやるですとか、あとはですね、亡くなった後に家族がですね、その不動産をどのようにしていくかっていうことも、必ず相続の時にもめるということがございますので、その自分が住まない相続した物件について、今後、利活用

するのか、解体して、更地にして土地を売却するとか、そういったことをなさるのであれば、そういった事業者を紹介したりとかということはこのパンフレットに盛り込んで紹介させていただくというような内容になっております。ですので「今から考えるお家の未来」というような内容にさせていただいて、その管理・売却・賃貸・解体も含めまして、そういった内容を生前のうちから、家族みんなで考えていただきたいような内容になっております。以上です。

○委員長（橋村誠） いいですか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） あの、私はだいぶ前からそういう方向で、いわゆる危険な放置空き家という状況を作らないように、空き家になっても、いずれそれをしっかり処分できる、そういう体制の確認を取るような活動も、この空き家対策として、まず取っていくべきではないかということはずっとこう、そして実際そういう施設に入って、そのうちをあと利用するような状況は絶対ないというふうなところで、本人がしっかりしてる間であればできない手続きというものもあるので、そういう意味では非常に、土地家屋調査士だとか、そういう方々の関わりも含めまして、放置空き家という状況を作らないようにする対策っていうのは、これからの一人暮らし高齢者対策っていうか、そういう意味では大事だということで、私はだいぶ前から、ちらっとこう言ってはきたんですけど、まずそういう方向が書面上でもまず形づくられるということですね。分かりました。

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） すいません。DXの方で、税番号制度の周知っていうのはDXの方は関わっていなかったでしょうか。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○DX推進課長（小松大） マイナンバーカード等の取得の周知、そういったものについては市民課の方で今、はい、所管しております。

（「いいです、オッケーです。」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） はい。他に質疑ありませんか。

（質疑する者なし）

○委員長（橋村誠） なければ質疑を終結します。

なお、討論、表決については、この後、企画部所管分と一括して行うことといたします。

ここで、当局説明の交代に伴い、暫時休憩します。

休憩 午前 10 時 57 分

再開 午前 11 時 1 分

○委員長（橋村誠） 当局の準備が整いましたので、審査を再開します。

審査に入る前に、当局より挨拶をお願いいたします。伊藤企画部長。

○企画部長（伊藤公晃） 本日は、議案審査のため委員会の方を開催していただきまして、誠にありがとうございます。

ご審議をお願いいたします案件は、JR大曲駅西口民有地利活用構想策定負担金等に係ります一般会計補正予算案3件でございます。

詳細はこの後、担当課長に説明させますので、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。以上でございます。

○委員長（橋村誠） ありがとうございます。

○委員長（橋村誠） それでは引き続き、議案第90号、令和4年度大仙市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

当局の説明を求めます。はじめに、加賀次長。

○次長兼総合政策課長（加賀貢規） 総合政策課の加賀です。どうぞよろしくお願いいたします。

はじめに、同席職員をご紹介させていただきます。政策調整班班長の小笠原でございます。

では、よろしくお願い致します。

（雑談あり）

○次長兼総合政策課長（加賀貢規） それでは、説明させていただきます。

議案第90号、令和4年度大仙市一般会計補正予算（第4号）のうち、総合政策課所管の補正予算について、ご説明申し上げます。

タブレットにございます、資料ナンバー2-1、令和4年度補正予算（案）9月補正、事業説明書の15ページをお開きいただきたいと思います。

それでは、歳出、2款1項10目50事業、JR大曲駅西口民有地利活用構想策定負担金につきましては、JR大曲駅に隣接する、民間所有の空き地の利活用構想の策定に係る経費として、501万6千円の補正をお願いするものでございます。

項番1の「Plan」、事業の目的をご覧いただきたいと存じます。

本事業は、市の玄関口でありますJR大曲駅に隣接する民有の空き地を対象に、民間主導で進められております利活用構想の検討を促進することで、懸案となっております当該空き地の解消、利活用を図り、町の顔としてふさわしいエリアの形成につなげるとともに、全国的に活発化してきている民間活力によるまちづくりの促進に向けた契機としていくことを目的としてございます。

次に、一つ飛びまして、項番3の問題と課題でございますけれども、利活用の対象となります民有地に隣接する大曲駅前自転車駐車場につきましては、整備から30年以上が経過しておりまして、経年劣化が進んでいる状況にあります。

利活用構想の検討に併せまして、対応を検討していく必要が出てきているところでございます。

また、少子高齢化や人口減少などにより、市の財政規模の縮小や職員数の減少などが進む中、これまでのような行政主体によるまちづくりが難しくなっていることから、民間活力を生かしたまちづくりの促進が課題の一つとなっているところでございます。

次に、項番4の今後の方向性と今年度事業の概要でございますけれども、現在、土地所有者や関係団体を中心に「(仮称) JR大曲駅西口土地利活用検討会議」の立ち上げに向けた検討が進められておりまして、今後、事業化の可能性を探る利活用構想の策定に着手する予定としてございます。

市といたしましても、同会議に参画し、民間事業者と連携を図りながら、町の顔としてふさわしいエリアの形成につながる構想策定に関与していく必要があると考えているところでございます。

なお、これまでの関係者との協議では、事業主体はあくまでも民間であり、市が事業主体となることはない旨を明確に表明してございます。

この民間主導の事業であるとの認識につきましては、関係者間で共有しており、構想策定後の事業化や事業実施については、市が主導して行わないこととしてございます。

令和4年度の事業概要でございますけれども、利活用の対象となる民間所有の空き地は、本市の玄関口でございますJR大曲駅に隣接し、まちの顔を形づくる重要なエリアに位置してございます。

こうした公共性や公益性に鑑みまして、市といたしましても構想策定に係る応分の負担をした上で利活用検討会議に参画し、意見を申し述べることとしているところでございます。

その応分の負担につきましては、構想策定業務の委託料として積算提案を受けました参考見積額、約1,505万円について、市を含む3者で均等負担する計画としてございまして、今般、市の負担分として501万6千円を計上させていただいたものでございます。

以上、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い致します。

○委員長（橋村誠） 次に、山信田地域活動応援課長。

○地域活動応援課長（山信田恭弘） 地域活動応援課の山信田です。よろしくお願いいたします。

説明の前に、本日出席しております職員をご紹介します。地域活動応援課主幹の高橋靖弘です。よろしくお願いいたします。

それでは、議案第90号、令和4年度大仙市一般会計補正予算（第4号）のうち、地域活動応援課に係る施設電気料の補正予算について、ご説明いたします。

お手元の資料ナンバー2-1、事業説明書に基づきご説明いたします。5ページをご覧ください。

原油価格高騰に伴う、公共施設の電気料の補正でございます。

電気料金につきましては、①の電気基本料金、②の電気量料金、③の燃料費調整額、④の再生エネルギー発電賦課金により算出されております。

このうち、③の燃料費調整額と、④の再生エネルギー発電賦課金につきましては、今後も原油価格の高騰に伴う単価上昇が予想されることから、施設ごとに試算した不足見込み額の補正をお願いするものになります。

次のページをご覧ください。

補正予算計上事業一覧になります。

このうち、地域活動応援課が所管する施設は、項番16から18の各コミュニティセンターでありまして、黄色で表示した部分が、今回の補正額になります。

合わせて、71万2千円の補正になります。

以上、地域活動応援課所管に係る補正予算について、ご説明申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認を賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（橋村誠） 次に、山田交流振興課長。

○交流振興課長（山田由紀子） 交流振興課の山田です。

本日同席している職員は、主査の野中です。よろしくお願いいたします。

議案第90号、令和4年度大仙市一般会計補正予算（第4号）を事業説明書によりご説明申し上げます。

資料ナンバー2-1、事業説明書の16ページをご覧ください。

3款1項1目47事業、ウクライナ避難民等支援事業費につきましては、100万円を計上しております。

これまで大仙市には、4名がウクライナから避難してきております。

6月定例会において2名分の支援費を議決していただき、7月中に本人の口座へ振り込みをしております。

今定例会では、2名分の支援費の増額補正をお願いするものであります。

4番の「Act」ですけれども、財源はふるさと応援寄付金を活用いたします。

支援対象者は、ウクライナから避難された方々のうち、大仙市に住民登録した方となります。

支援金は1人につき50万円、支援回数は1回とし、避難民の方々に直接お渡しいたします。

これまでの市の支援内容ですが、医療費の一部負担、就学支援相談などを行っております。

なお、現在、大仙市に避難している方は、身元引受人がおりますので、国からの支援ではなく、公益財団法人日本財団などから生活支援を受けることができます。

本事業は、大仙市に避難して来られた方が、少しでも平穏を取り戻し、安心した生活を送っていただくために実施するものであります。

今後も引き続き、国や県と連携を図りながら、必要な支援を行ってまいりたいと考えております。

以上、交流振興課所管の予算について説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（橋村誠） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） このJR大曲駅西口の関係で、説明会ですか、あの時に聞いて、議員の中からの質問などでも少し理解できたところもありますけれども、この所有者と、そして市、そして商工会議所の方々と協力していただけるのであれば、所有者の方は開発、まず考えていきたいというふうな意向だったというふうなことで、その方向で進めるというふうな話だったんですけど、なにせ商工会議所が、やっぱりあそこに造る、船場町に建設しようとしている建物の関係から、この商工会議所が関わって、またJR大曲駅西口の民有地開発に乗り出しているのかという、そういう市民の間から、すごいそういうね、こう声が、不安が、やっぱりすぐ上がりました。それです、具体的に所有者の方が、何やら説明会の時には、マンションなど建設したいと、そういう話もあったようなんですけれども、実際この所有者の方は、どういう事業をされているのかというふうなことを1点。そしてあと、この市と商工会議所のそれぞれこの開発に関わる分野っていうのはちゃんとあると思うんですけれども、何かそういう、これから構想策定の検討会をやるっていうことなんですけれども、ある程度、五百何万の負担金を、均等に負担金を出して策定するのですから、どういう形で参画しようとしているのか、商工会議所の参画しようとしている間、その辺、もし分かる範囲でお答えいただければというふうに思います。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○次長兼総合政策課長（加賀貢規） それでは、佐藤文子議員のご質問にお答え申し上げます。

1点目の土地の所有者、どういう事業をやられてるかということでございますけれども、土地の所有ですけれども、株式会社ミヤコシということでご案内のとおりかと思えます。

で、ミヤコシにつきましては、本社が千葉県習志野市にですね、ございまして、印刷機械の製造・販売というのが、はい、国内だけではなくて海外にも展開されてるということでお話を伺っております。

○委員（佐藤文子） 製造販売。

○次長兼総合政策課長（加賀貢規）　そうですね、はい。

社員につきましては、グループで見たときは600名弱の結構大きな会社でございます、そうですね、デジタルオンデマンドプリンターとかですね、商業用のオフセット輪転機だとか、本当に大型のですね、印刷機を作って販売されているというような会社でございます。

（雑談あり）

○次長兼総合政策課長（加賀貢規）　そうですね。まさに今、鎌田委員からおっしゃっていただきましたとおり、大仙市でも西仙北の方にミヤコシ精機とかがございまして、太田の方にも工場がございまして…。

（雑談あり）

○次長兼総合政策課長（加賀貢規）　ということで、大仙市ともだいぶ密接な関係にある、そういう会社でございます。

あとは二つ目の市の役割というようなことでございますけど、どういう形で参画するかということでございますけれども、あの説明会等々でもご説明申し上げましたとおり、あそこの空き地がですね、ずっとそのまま残ってて、JR大曲駅を降りた方があそこ何だろうと、いつまで経っても埋まらないねというようなことで、結構寂しいような声を聞いてるということなんですけれども、そうしたところで、例えば、市、市長はじめなんですけども、ミヤコシの会長さんにご面会する機会があって、あそこの土地、どうにかする計画はないのかということからスタートしたんですけど、最初はやっぱり何も今、計画ないんだよということだったんですけども、説得といいますか、お話をしているうちに、市とあとは商工団体、商工会議所さんが連携して考えてくれるのであれば、その利活用についても検討していきたいというような前向きなお答えがですね、ようやく出てきたというようなことがスタートといえはスタートなんですけれども。市の役割につきましては、その構想策定するに当たっては、通常であれば、純粹に、ただ駅前でもなくどこかですね、例えば、西根の方にですけれども、うちの近くで何かを建てるということになれば、市は加わるということは通常ないんですけども、大曲駅前という公共性が高い、公益性が高い場所ですので、そこに変なもの、要は建てられれば困るということからして、まずは口を出さなければいけないということなんです。で、口を出さず代わりには、やはりその対価ということで、やはりその、検討会議に参画して、応分の負担した上で、市としてはこういうものを行った方がいいんじゃないかというよう

なことを申し上げさせていただきたいというようなことで考えております。また、先ほどの説明にもありましたとおり、すぐ近くにですね、隣接してるところに、自転車の簡単にいうと駐輪場ですね、がございますんで、老朽化が進んでますので、そこの手当ても何とかしなければいけないというふうに考えてる、ちょうどそういうタイミングでございましたので、例えば、行政機能の一つとして、まだ全くの白紙なんですけども、例えば、その駐輪場の更新も含めてですね、安達委員からもご指摘いただいたとおり、そういうような計画の中に入れることができれば、市民のためになるんじゃないかというふうなことを考えておまして、口を出させていただくという役割、あとは、提案ということで、例えば、先ほど申し上げたとおり、駐輪場の更新についても含めた構想にしていだけないかというようなことで市としての役割があるんじゃないかというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○委員長（橋村誠） いいですか。

○委員（佐藤文子） 商工会議所は、どんな格好で。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○次長兼総合政策課長（加賀貢規） はい、商工会議所につきましては、いわゆる商工団体ということで、今の、本当に青写真の青写真の中ではマンションを基本に、例えば1階に商業施設であれば、例えば、駅の利用者、市民の方も利便性が高くなりますし、集客装置としての機能も高まって、まちの中にぎわいが生まれるなというようなこともありますので、商工会議所さんはその商業機能について何か、こう入れられないかだとかですね、そういうアドバイスを加えるというようなところは一番大きな役割なんじゃないかなというふうに考えております。

○委員長（橋村誠） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） で、市の考えている駐輪場以外にも、例えば、そういう行政手続きの取れるそうしたのも、その枠に入りたいとかって、そういったような構想もあるんですか。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○次長兼総合政策課長（加賀貢規） 今、現段階では全くの未定なんですけども、もちろん思案はあります。思案はあるんですけども、それが独り歩きしてしまうと困りますので、先方にはまだ何もお話ししてないんですけども、例えばなんですけども、想定されるニーズと政策的な観点っていう形で考えたときは、駅の利用者、あとは市民で

すね、あとは今盛んに行われている子育て支援制度等検討会議の中でも、屋内の子育て施設ってというのが、大仙市の場合がないというようなこともありますので、例えばなんですけど、そういう施設があれば市民の方に喜んでいただけるんじゃないかとかです、あとはよくお話聞こえてきますのが、カフェが欲しいというような声もありますので、それは商業機能の方になるかもしれませんが、そういった機能を、例えば複合的にそこに整備できないかだとか、そういう思案はもちろんあるんですけども、いわゆる権威づけされ、オーソライズされたような意見はまだしっかりと固まっていない、これからの構想の中で検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（橋村誠） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 船場町の商工会議所が造る建物。これに声が出たっていうのは、やっぱりね、情報がしっかり市民に全然伝わらないまま、実施されているというところに、ものすごい不満があるわけです、それもあつたわけです。それで、もう決まってから話が、市民の間でもものすごく声が上がつたわけなんですけど、まず何事も決まってから、発表・報告するケースが多いんですけど、やっぱりこの駅前の空き地を利用した、そうしたこの開発・建設というふうなことを巡つては、これだけ今から検討会議を設けて、まず進めていくというふうなことを今始めてるわけなんですけれども、しっかりと市民の皆さんに、こういう事業を今取り組んで、構想このように作りましたよ、というような、そうした情報提供をね、なんぼでもやっぱり早く、やっぱりこう、やっつていくべきではないかというふうに私は思いますので、そごら辺はまず、そちらのいろいろ経過・経緯もあるでしょうから、その辺はぜひお願いします。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○次長兼総合政策課長（加賀貢規） ご指摘ありがとうございます。相手方とも協議・連携を重ねまして、もう情報提供していいというようなタイミングであれば、できれば、同じ考えですので、情報提供を早めにさせていただきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○委員長（橋村誠） 他に質疑ありませんか。はい、小笠原委員。

○委員（小笠原昌作） ただ今の佐藤文子委員が申したとおりですけれども、大仙市の大曲の最高の顔、一番のいい場所だと思います。あそご確か2反歩と私聞いてらつたども、最も良い場所ですし、しかも駅前の商店街、いろんな方々とのつながりも大きいと思います。もちろん、厚生医療センターの方にもあろうかと思つたんですけども、こういう検

討委員会ちゅうか、こういうメンバー、どのような形でなっているのか。いろんな、やっぱり今あの、情報が早いもんですから、あそこにこういうの建つよなんて、駅前の人方、結構分がってます。

だけどもほら、現実何も、今言われたように正確な情報は行ってないがら、やっぱりそういう面で商工会は商工会だけども、やっぱり全体的な駅前開発ちゅうが、駅前の人方、それがらもちろんJR、電車の乗り降りの場所ですので、そういうものをもうちょっと考えていかなくちゃいけないんじゃないかなと思います。そのメンバーちゅうのはどういう形の検討メンバー。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○次長兼総合政策課長（加賀貢規） はい、現段階での検討会議のメンバーでございますけれども、大仙市、あとは地権者であります株式会社ミヤコシさんですね。あと先程来、お話がありました大曲商工会議所、あとはJR東日本の秋田支社ですね。はい、こちらも加わる予定になっております。あとは、大曲商工会議所から要請を受けて参加するということになりました、花火タウンリノベーションという会社、まずこの五つは入ってるんですけども、今後、さらにもしかして輪が広がっていく可能性はございますし、はい。

○委員長（橋村誠） はい、小笠原委員。

○委員（小笠原昌作） あんまりおがいれば大変だべでも、いずれにしろ、駅前のあの周辺の一般市民の代表、そういう方からも、やっぱりいろんな声を聞く必要があるんじゃないかなと思いますけども、これ私、個人的な思いですよ、これは。何とか、大仙市の顔、大曲駅前の最高の場所ですので、何とか有意義な企画、そして市民に喜んでもらうようなことを考えていただければありがたいと思います。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

（雑談あり）

○次長兼総合政策課長（加賀貢規） ご指摘ありがとうございます。今回予算をお認めいただいた際に、今後、構想策定の業務委託ということになるんですけども、その業務委託の中に、いわゆるサウンディングということで一般市民の方々、あとは駅前周辺の方々の声を十分聞くというような業務も全部入ってございますので。で、また、コンサル担当会社に全部丸投げではなくて、機会を捉えて我々もいろんなご意見をお聞きしながら、議員ご指摘いただいたような、より良い駅前ですね、あとは市民に喜ばれるような開発

になるように努めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

○委員長（橋村誠） はい、小松委員。

○委員（小松栄治） 構想は、大変良いと思います。ただ、今、市民も我々も不安なのは、どういう物を建てて、何がやるって、何々入るがど、こういうものを明かさないうち、構想だけはあれやるやるったって、我々不安でならないんです。そういう関係でね。例えば、花火の関係、はなび・アムはあるんですけどな、そごもう少しやらなきゃだめです。なんだ関係のものやるんだが分からないんですけれども、あわせて、例えば長岡市なんかはね、あのとおり2日間かげでやってるし、我々も視察に行つてまいりましたけれども、どうが他の方の駅の関係の、活性化に向けての関係、それを視察に行つたりして、あんだたちね、あるいはインターネットで見たりして、その中でピックアップしながら、市に関わるものはどのものなのかということを示していただいて我々さ報告していただきたいと思うす。開発は結構でございますので、ただ、ネックは商工会議所です。何とが、もう少し話すような形でね、やっていただければこういうのは出ないはずなんです。何とがひとつ、そのあたりを踏まえながら、何でもかんでもというごどなればね、我々も飽ぎできているんですよ。まず、それはまず、あれだけども、そういう意味でね、成功裏に納めるような形の中でね、やっぱり視察関係もしながら検討していってください。して、なるべく早く、こういうものを市の方で、関連して入るんだと、ということ

を

示していただければいいんじゃないかと。以上です。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○次長兼総合政策課長（加賀貢規） 小松栄治委員のご質問にお答え申し上げたいと思います。本当に、そのとおりだと思います。しっかりと先進地ですね、例えば、長岡も含めて、ちょっと勉強させていただいて、例えば、行政機能を入れるのであればどのような行政機能がふさわしいのか、あとは全体像としてですね、施設がどういうものが望ましいのか、そこら辺をしっかりと勉強させていただきながら、機会を捉えまして、またご説明させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（橋村誠） 他に質疑ありませんか。鎌田委員。

○委員（鎌田正） 課長俺よ、質問さねつもりだったども、あなた今よ、俺びっくりして聞いだども、我々への説明はミヤコシ、市、商工会議所って言ったね。当初、我々への説明よ。それ今なったっけ、「はなびタウン・リノベーション」だっけが、それも入る可

能性あるって言ったべ。実はこの法人登記あんた方見たことある。代表取締役、佐々木繁治と小松忠信、齊藤靖だねが、メンバー見れば。結局みんな同じグループで、みんな、文子さんでねども、これどごで何となってるんだがこれ、本当に大丈夫だが。本当今思ってたよ、びっくりした。したがら、花火タワーのごどは機関決定さ、あど俺だ言える立場でもないかもしれないけれども、こごさもまだ商工会議所つけば、これ3者なば、良いのがなど思ってきたけれども、そごへ今言った「はなびタウン・リノベーション」、法人登記も恐らくあなたがた見てると思うども、ちゃんと我々も調べでみたのよ。実は、会派でこういう話出たのよ、昨日。したっけ今言ったように取締役 佐々木繁治、取締役 小松忠信、取締役 齊藤靖、監査役 鈴木典男…これ恐らく税理士だべ。監査役 賢木新悦。結局、会議所どいえどもこの人たちがやることだすべ。へば、まだ大仙市がだし取られて終わりだね。ちょっとこれよ、もう少し透明性を持っていかなければ、議会もだし、市民がらも理解もらえねんでねすか。やるごど自体は私としては反対するつもりもねけれども、こいったごど言えば、さっき小笠原委員も言ったように、ましてや花火タワーだつてな、駅通りの人だち猛反対してきて、へばこの人だちやれば、まだ花火通りの人だち、まだ反発あるのでね。ちょっと俺、心配してるな。ちょっともう少し透明性持ってやっついていなければできねんでねすか。開発するごど何も反対でもね、やるべきだと思ってるし、マンションでも何でも、アパートでもデパートでもいいんども、これではよ、市民の人だち納得できるが。これ、1点。あど質問さね、終わり。

○委員長（橋村誠） どっち、部長、課長。はい、課長。

○次長兼総合政策課長（加賀貢規） 鎌田議員のご質問にお答え申し上げたいと思います。ご指摘ありがとうございます。本当に全くそのとおりでございます。我々も実は…。

（雑談あり）

○次長兼総合政策課長（加賀貢規） ちょっと、そこら辺はしっかりと透明性あるように、ご指摘いただいたとおり…。

（雑談あり）

○委員長（橋村誠） はい、高橋委員。

○委員（高橋敏英） 過去の実績でな、あなたも分がっているように、今までいろんなごどやってきた。一番成功したのは、大曲KK、駐車場。ああいうふうに代議制みでにしてよ、各地区から代表者出して、ちゃんとした法人化してやるのが一番だと思ふよ。商工会がら何人、貴社がら何人、全部出して役員決めで、してそれでその地区から、大曲

のまちの中の何々町から何人、何人なんて、ちょっと代議制を求めで、そして決めで、して法人化して、へばほら改選あるべ、選挙だがら、駅前KK選挙だべ。ああいう形でやれば何も問題ねど思うよ俺、選挙制度で。せば誰なってもいい。その際はみんななってもいいぎよ、地区代表で上がってきたらいいべ。そういう制度にして、しかつこの組織が見える形でやれば、何もねど思うよ俺。それあの、ヤマサでしくじったいづ分がってらべ、あなた。ヤマサそうしてやったべ。商工会の連中、集まって株式会社作って、つぶすどって作ってだべった、してどっどど逃げだべった、商工会の連中、皆。最後、ヤマサの社長ばり悪くなつてらでも、あれは大曲の商工会、ああいうふうに作ったのだよ。皆逃げだべった、あの駅前の商店街。して、ヤマサ空にしたべ。してヤマサの社長ばり最後まで残って、まがしてしまったべ。もう一人いだのよ、山本三治郎が社長なんだ、あつこの、議会がら行って。そういう会社作ってよ、しくじってるいづ、まだ同じごどやるがつつのよ。成功した駅前KKのよ、駐車場の考えでやったら、代議制で、各地区がら代表出して、いろんな意見を出して会社にしてやったらいいべつつのよ。あど言わね、これで。

本当、市長さこれ言われねでもよ――。

(雑談あり)

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。はい、安達委員。

○副委員長（安達成年） すみません。俺あの、別の話だす、交流振興課。ちょっと話、別さ飛ばさせでもらつて。あの、要望だどもつすよ、要望ですつつうが、補正のやづはなんもいどして、こういうケースって今後もたぶん増えでくるがもしえねすおな。1人、2人でねぐ、3人、4人、5人っていったづぎに、そのづぎに市どして対応するどごろがいつも交流振興課のメンバー3人どが4人どがで、常に突然と出てくる仕事だぎよな、年度途中で、そいんたづぎに市の対応どして、そういうのさ対応する、例えばスペシャリストどが何がすよ、もしかへば言葉の違いもあるし、せば秋田県がら職員を派遣してもらうどが、例えば何がトラブったどぎ、お医者さんとでもいいし、臨床心理士でもいいし、ちゃんと英語しゃべれる人どが、そういうふうな仕組みづぐりすよ、今後していがねば、もしかへば、こんだ途中でいねぐなったりどが、どごさが行ったりどがする場合もあるがもしれね、逃げで行ったりどが。こんだあっちゃ行って大仙市の悪口言われだりどが、対応悪がったなんちゅうごどもあるので、やっぱりそごら辺はよっぽど気を付けねばすよ、何がのトラブル起ごれば大変なので、そういう仕組みづくりを

していただきたいなつつう要望です。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○交流振興課長（山田由紀子） 安達委員、要望ありがとうございます。私たちも、今いる方々もなんですけども、この後来る方々もなんですが、やっぱり、例えばですけど、支援金を渡して終わり、来ておしまいじゃなくて、関係を築いて…。やっぱり人数増えると、安達委員おっしゃったようにチーム体制で、今現在も実は、学校であれば教育委員会で、あと通訳の方も、交流振興課にも通訳できる人おりますし、教育委員会にも通訳できる人おりますので、協力しながら。あと、太田支所も、やっぱり地域支所の方でも見守っていただいておりますので、そこをちょっとそうですね、もうちょっと組織化というか、チーム作りの方は検討していきたいと思います。ありがとうございます。

○委員長（橋村誠） 他にありませんか。はい、秩父委員。

○委員（秩父博樹） 事業そのものじゃなくて、今日、企画部、特に総合政策課だと思うんですけど、それこそSDGs未来都市に選定される際も、それこそ関係者の皆さま、かなり尽力して、そこに乗ったごどだと思っんですけど、まず今回のこの事業説明書から、この上に明示するような形を取ってますけど、これはこれでいいと思うんですけど、やっぱり市民巻き込んでっていう視点がすごく重要だと思うので、これはこれで自分たちの内部啓発ってが、自分たちのこの意識の中にこう打ち込んでいくっていう部分で大事だと思うんですけど、あまりごさ揭示しても市民の目になかなか触れていかなっていか、だから、その部分がすごい大事。せつかく、SDGs未来都市に選定されたことだから、だからやっぱりその市民の目に触れる場所、例えば、ここに来てもらって、各課でどういうところに関連してやってるのかっていう部分考えれば、やっぱり課のごさやっぱりこれ、小さいものでもいいと思うんです、10センチ四方でもいいので、そこにこうやっぱり明示するとか、ちょっとそういう方法も何か工夫すればできるのかなと思うので、ちょっとこの後、その辺も検討をお願いしてっていか、そういう観点での質問です。

○委員長（橋村誠） はい、課長。

○次長兼総合政策課長（加賀貢規） 秩父委員のご質問にお答え申し上げたいと思います。

SDGsのお話いただいて、ありがとうございます。実は前もご指摘いただきまして、課の案内板といいますか、そういうところへの表示もちょっと検討した時期もあったんですけども、その時点ではちょっと実現できなかったんですが、その実現できなかつ

た理由の一つが、市の職員の中での浸透がまだ図られてなかったということもありました。で、今回、市長の指示ももちろんあるんですけども、財政課との協議の中でこういう形でSDGsマークをつけさせていただくということになり、各部署でもですね、相当SDGsの理解っていうのが職員一人一人の中でできあがってまいりました。あと、こういうバッジもですね、着けていこうということで、互助会で全職員に対して配付したということで、これ着けて説明できなければ恥ずかしいって、やっぱ当然思いますので、一人一人が今勉強してる最中なんです。

そうすれば気運としては今、十分に醸成されてきつつあるのかなと思っておりますので、ちょっと機会を捉えまして、ちょっと予算も絡むことですので、財政課と協議しながら、そういう表示ですね、各課の表示ですね、可能かどうかちょっと検討して、前向きに検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。ありがとうございました。

○委員長（橋村誠） 他に質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） なければ質疑を終結いたします。

なお、討論・表決についてはこの後、総務部所管分と一括して行いますので、よろしく願います。

ここで、当局説明の交代に伴い、暫時休憩します。

休憩 午前 11時 41分

再開 午前 11時 45分

○委員長（橋村誠） 再開いたします。

引き続き、議案第90号を議題といたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） 討論なしと認めます。

これより採決いたします。本件は原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

ここで、暫時休憩します。

休憩 午前11時45分

再開 午前11時46分

○委員長（橋村誠） 次に、陳情第9号、地方財政の充実・強化を求める意見書提出に関する陳情を議題といたします。

本件について、委員の皆様からのご意見をお願いいたします。

（「異議なし」、「賛成です」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） いいですか。

へば、これより採決いたします。本件は、採択と決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） 異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

ただ今、陳情第9号が採択されましたので、会議規則第14条第2項の規定により委員長名で議長に意見書案を提出したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。

事務局より、意見書案を配付いたします。

（事務局が意見書案を配付）

（雑談あり）

○委員長（橋村誠） ただ今、配付されました意見書案は、陳情者から提出された案を基に、事務局で作成したものです。意見書案の内容について、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（橋村誠） ご異議ありませんので、この意見書案を議長に提出することに決定いたしました。

○委員長（橋村誠） これにて、本日の審査は全て終了しました。

なお、週明けの9月5日（月）午前10時から、令和3年度、大仙市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算のうち、当委員会が所管する事項について審査を行いますので、よろしく願いをいたします。

あとはこれで終わって、午後1時から協議会を開催しますので、よろしく願いいたします。

午前11時50分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

令和4年 月 日

総務企画常任委員会委員長 橋 村 誠